

# 多賀城市からのお知らせ

送付枚数（送り状含む） 2枚

## 裁判所への支払督促の申立て等により、 学校給食費等の滞納対策を強化します

平成25年4月23日  
多賀城市総務部地域コミュニティ課  
広報広聴係  
TEL 368-1141 内線255

学校給食費を納付している世帯との負担の公平性を確保するため、滞納対策の一環として、滞納が続いている保護者に対し、簡易裁判所への支払督促申立てを行いました。

また、学校給食費、保育料、延長保育料及び留守家庭児童学級利用料に滞納がある場合に、児童手当からの申出徴収及び特別徴収を実施します。

### 記

#### 1. 裁判所への支払督促申立て

当市では、学校給食費の滞納世帯に対し、督促状や催告書の送付、訪問徴収等により滞納額の縮減に努めておりますが、滞納の状態が続いているにもかかわらず納付の意思を示さない世帯が多く、滞納額の増加が問題となっております。（平成25年3月31日現在の学校給食費滞納状況：185世帯22,655,422円（平成23年度分までの滞納））

そのため、納付の意思を示さない世帯に対しては、法的措置を執ることが必要と判断し、平成25年4月から簡易裁判所への支払督促申立てを行うこととしました。

平成25年4月10日付けで、第1回目となる支払督促申立書を仙台簡易裁判所へ提出し、3世帯の滞納者に対し4月15日付けで支払督促が発付された旨、同裁判所から通知を受けました（うち1世帯については、4月16日付けで送達済み）。

今後、高額滞納者から順次申立てを行うこととし、悪質な滞納者については、財産・給与の差押え等、強制執行の手続きに入ることも視野に入れ、積極的に滞納対策を推進していきます。

また、学校給食費のほか留守家庭児童学級利用料、延長保育料等についても学校給食費同様に対応します。

#### 2. 児童手当からの申出徴収及び特別徴収

学校給食費、保育料、延長保育料及び留守家庭児童学級利用料を納期限内に納付している保護者との負担の公平性を確保するため、児童手当法の規定に基づく申出徴収及び特別徴収を平成25年度から実施します。

滞納がある保護者に係る申出徴収及び特別徴収は、年3回支給される児童手当から直接的に徴収する方法であり、定期的な納入により滞納額の減少と新規滞納の抑制を図るものです。

申出徴収及び特別徴収の実施により、支払督促等の法的措置を行う前に滞納の解消を目指すものです。

- ・ 申出徴収（児童手当法第22条の3）  
学校給食費、留守家庭児童学級利用料、延長保育料、保育料に滞納がある場合に当該保護者の申出により、児童手当からこれらの費用を徴収する方法。
- ・ 特別徴収（児童手当法第22条の4）  
保育料（現年分に限る）に滞納がある場合、当該保護者の申出の有無にかかわらず、児童手当から保育料を徴収する方法です。

■このことについての問い合わせは・・・

○学校給食費関係

多賀城市教育委員会学校教育課

電話368-1141

内線522・523

○児童手当関係

多賀城市保健福祉部こども福祉課

電話368-1141

内線181・182

○保育料、留守家庭児童学級利用料徴収関係

多賀城市市民経済部収納課

電話368-1141

内線194